

## 健康づくりに関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）と中外製薬株式会社（以下「乙」という。）は、尼崎市民（以下「市民」という。）の健康づくりに関して相互に協力が可能な事業を推進するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動の推進、協力をを行い、市民の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民の健康寿命の延伸をはかることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、法令において可能な範囲内で、次に掲げる事項に関する連携・協力を図るものとする。

- (1) 特定健康診査（各種健診）及びがん検診の受診促進、保健指導の利用や定期的な健康診断の受診に関すること
- (2) 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関すること
- (3) 介護予防に関すること
- (4) 市民の健康状況を把握するための定期的な情報共有と調査、分析に関するこ
- (5) 健康づくりに向けたスポーツ振興に関するこ
- (6) 市内の企業に対する健康づくり支援に関するこ
- (7) 市政情報の発信に関するこ
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関するこ

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、法令に基づき乙の業務として行い得る範囲で、別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携・協力事項を推進するにあたっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるように努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携・協力事項にかかる取組の一部を、乙の関係会社に実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携・協力事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めるることはできないものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に定める連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

### （協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲及び乙より書面による終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙いいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより本協定を解除できるものとする。なお、甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるることはできない。

### （協定の見直し）

第6条 甲又は乙いいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更を行うものとする。

### （疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年1月23日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市

尼崎市長 稲村 和美



乙 大阪市淀川区宮原3-3-31  
中外製薬株式会社 関西統括支店

統括支店長 高田 昌俊

